

開示請求拒否通知書

28川市人第162号

平成28年6月22日

様

川崎市長 福田紀彦 印



平成28年6月8日付けの開示請求については、次のとおり拒否します。

<p>開示請求に係る公文書の名称又は内容</p>	<p>・川崎市におけるヘイト団体に関する定義について ・瑞穂尚武会がヘイト団体であると見做す根拠及び過去のヘイトスピーチと認定される発言についての根拠</p>
<p>開示請求を拒否する理由</p>	<p>該当条文はありません。 (理由) 当該文書は、文書不存在のため開示することができません。</p>
<p>※ 時限性開示</p>	<p>年 月 日以後であれば開示することができない部分 () を開示することができますので、同日以後に改めて開示請求をしてください。</p>
<p>事務所管課</p>	<p>市民文化局人権・男女共同参画室 電話番号 044-200-2369</p>

注 ※印欄は、開示請求に係る公文書の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。